名　称　鮎川港南防波堤灯台
位　置
所在地　宮城県鮎川港（南防波堤外端）
北　緯　三八―一七―三四
東　経　一四一―三〇―一六
変更した事項
名　称　鮎川港仮設灯浮標
位　置
所在地　宮城県鮎川港（陸前黒埼灯台の北北西方約二・五キロメートル）
北　緯　三八―一七―三二
東　経　一四一―三〇―一四
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光　度　実効光度四五カンデラ
光達距離　四・〇海里

○東北地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日　東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
盛岡市玉山区馬場字川原一二二番一から同市玉山区馬場字川原一一番一まで	前	四〇・九〇～六八・七〇メートル
	後	四〇・九〇～八三・〇〇　〇・一二九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　盛岡市玉山区芋田字沢田六六番一から同市玉山区馬場字川原一一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十月六日

○関東地方整備局告示第三百八十号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年十月六日

関東地方整備局長　下保　修

名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
変更した事項	
名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
附属施設	レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年八月二十七日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧
変更年月日	平成二十三年八月二十八日
記事	一時変更
名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
附属施設	レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年八月二十七日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧
名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
附属施設	レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年八月二十七日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧
名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
附属施設	レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年八月二十七日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧
名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
附属施設	レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年八月二十七日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧
名称	中ノ瀬航路第一号灯標
位置	
所在地	第二海堡灯台（千葉県富津市）の北方約四・〇キロメートル
北緯	三五―二〇―五三
東経	一三九―四四―二九
附属施設	レーダー反射器
変更年月日	平成二十三年八月二十七日
記事	一時名称等変更中のところ記事変更のうえ復旧

一　登録番号　関東地方整備局長　4
二　登録建築物調査機関の名称　ユーディーアイ確認検査株式会社
三　住所　千葉県柏市東上町8番25号
四　変更する年月日　平成二十三年十月一日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
ユーディーアイ確認検査株式会社本店　千葉県柏市東上町8番25号
ユーディーアイ確認検査株式会社大宮支店　埼玉県さいたま市北区東大成町一丁目412番地3
ユーディーアイ確認検査株式会社秋葉原支店　東京都千代田区神田須田町一丁目21番5号
ユーディーアイ確認検査株式会社横浜支店　神奈川県横浜市中区山下町22番地

○北陸地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　百六十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
七尾市庵町オ之部一三番から同市庵町井之部一六九番まで	前	一七・九〇～二一・五〇メートル
	後	一九・〇〇～四八・三〇　〇・〇三二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月六日　北陸地方整備局長　前川　秀和

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十七号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
南魚沼市今町一〇五三番から同市一村尾三三九八番二まで	前	一五・三一～四一・〇八メートル
	後	一五・四三～四一・〇八　一・〇三八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十三年十月六日

一　登録番号　中国地方整備局長　戸田　和彦
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人山口県建築住宅センター